

これまでの経過

文責：中、2009.7.8

辰巳ダムは、石川県が昭和49年(1974)に建設可能性調査に着手して以来、35年が経過。昭和54年(1979)ごろ、辰巳用水や自然環境への影響を懸念する有識者などが問題を指摘。昭和60年(1985)には、辰巳ダム建設を阻止するために共有地運動が開始。石川県は任意買収による土地取得を進めていたが、共有地主に対しても平成17年(2005)5月から用地交渉(らしきこと)を開始。その年の11月には、土地取得困難として土地収用法の適用を想定し、「土地収用法の規定に基づく事業説明会」を11月28日に開催。約1年後の平成19年(2007)1月18日に土地収用法に基づく事業認定申請。事業認定庁である北陸地方整備局長が同年11月28日、土地収用法第20条の規定に基づく事業の認定処分を行った。これに対して、辰巳ダム建設に反対する原告らが処分取り消しを求めて平成20年(2008)5月20日に金沢地方裁判所へ提訴。約1年が経過、この間、6回の口頭弁論、1回の実地の検証(先月6月26日)が行われた。第7回口頭弁論は7月10日(予定)。訴状に対する、被告からの反論が出てこれに対して再反論をしているところ、マラソンでいえば折り返しを過ぎたあたりである。

※辰巳ダム裁判：犀川辰巳治水ダム建設事業地内の土地を強制収用するためなされた土地収用法16条の北陸地方整備局長による事業認定の取消請求(事業認定取消)の訴訟。類似訴訟に、日光太郎杉裁判、二風谷ダム裁判、徳山ダム裁判など。

何が争われているのか

北陸地方整備局長(国)が行った事業認定処分に違法性があるか、「違法か、違法でないか」を司法が審査をしている。審査の根拠となる法律は、土地収用法第20条のつぎの2点。

①第20条の3号要件「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」

国が事業認定を行うにあたって、ダム建設によって得られる利益を不当に過大評価し、失われる価値を不当に過小評価ないし無視して行うべき検討を行っておらず、事業認定が違法ではないか。

②第20条の4号要件「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること」

事業が仮に公益性のあり、3号要件を満たしているものとしても、憲法で保障された国民の権利(財産権)を取り上げてまでもしなければならぬ緊急性があるか。基本高水ピーク流量を現在の1600m³/秒から1750m³/秒までわずか150m³/秒を引き上げるために緊急にダムを造らなければならないのか。

裁判に対する期待と誤解

◆辰巳ダム事業を中止するには、起業者である石川県知事がダム建設を止めることを決定すればよいのであるが、知事にその意思はない。われわれの運動は知事を変えるほどの多数の支持を得ることに成功していない。多数の支持を得なければ辰巳ダムは中止できない。この状況は、「裁判」でも変わらない。司法から見ても巨大な行政に対して、裁判長は、多数の住民の支持があってはじめて、「行政に物申す」ことができる。◆行政が裁量でものごとを行うことが認められており、その裁量について司法は審査をするが、司法は「行政の専門技術的判断を尊重する」のであり、行政の裁量は原則的に容認する。この行政の裁量の壁を打ち破るには、①行政の裁量が法の想定する枠を超えて行われている、②行政の裁量の判断過程で尽くすべき考慮を尽くさないで行われている、ことを立証する必要があり、裁量権の逸脱/濫用があり、違法であるという風穴をあけることができる。◆本件裁判に勝訴すれば、事業認定処分が取り消され、ダム建設事業は中止に追い込まれる。ただ、裁判中は工事が進む。一般的な裁判の例から推定すると、1審の結審が平成22年ころ、2審が平成24年ころでダムの完成時期前後に重なりそうである。1審で勝訴すれば、ダム建設の途上でもあり、住民の支持も大いに得られ、中止への圧力となろう。◆「裁判」に勝訴するには、世論の力、多数の住民の支持が必要である。裁判は住民の支持を拡大するための手段でもあり、「原告団」と「支える会」が一致協力して住民の支持が拡大に向けて活動を盛り上げていく必要がある。

争点について

1. 辰巳用水と文化財（辰巳用水と兼六園に対する深刻な影響）

被告（国）：委員会での検討や模型実験を行って影響の無いようにしている。①上流へのダム位置の変更、②洪水吐き方式の検討、③デザインや修景に配慮（辰巳ダムデザイン検討委員会で審議）など。

原告：辰巳ダム建設は郷土の貴重な文化遺産である辰巳用水、辰巳用水を水源とする兼六園に深刻な影響を与える。深刻な影響を不当、安易に軽視し、その結果、当然尽くすべき考慮を尽くしていない。

2. 自然環境

被告（国）：新しい環境影響評価の考え方のもと環境影響評価を行った結果、環境保全目標が達成され、また、動物・植物への影響についても軽微と予測した。

原告：動植物等のリストを作ったにすぎず、水位変動が動植物に与える影響を検討していない、動物の回遊を遮断することによる生態系への影響を検討していないなど自然環境への影響を正しく評価しておらず、尽くすべき考慮を尽くしていない。

3. 治水

被告（国）：犀川大橋地点でおおむね 100 年に 1 回の降雨で発生する洪水ピーク流量は 1750m³/秒となる。既存の 2 ダムの洪水調節後、1460m³/秒となるが、洪水氾濫を防止するために辰巳ダムによって 1230m³/秒まで低減する必要がある。中小規模の洪水に対しても、辰巳ダムは治水効果がある。

原告：石川県の想定する洪水量は、過去 100 年間の最大規模の洪水（930m³/秒）などと比較して著しく過大である。現実的根拠を持たない過大な流量とならないように、算定根拠である「基準」で、観測流量による流量確率などの方法で検証することが求められているが、検証義務を怠り、重大な過誤がある。

内水対策としてダム建設に多くを期待すること自体が不合理である。既存の 2 ダムがあるにもかかわらず、たびたび内水被害が生じていることが何よりの証左である。

4. 利水

被告（国）：夏期、毎年のように河川水が枯渇する現象が発生している。辰巳ダム建設でおおむね 10 年に 1 回程度発生する渇水時、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保することが可能となる。

原告：かんがい、工業用水、上水のすべてについて水余りがある。上水の一部を活用すれば、渇水対策のためにダム建設は不要である。容易な代替案の検討を尽くしていない。

5. 地すべり（鴛原超大規模地すべり地の存在）

被告（国）：鴛原超大規模地すべり地を 2 つに分割して安定解析した結果、安全率低下が 0.05 未満であり、対策工は不要である。現在、動いている兆候はなく、末端部でも地すべりが発生する可能性はない。

原告：ダム湖に面した鴛原超大規模地すべり地は日本有数の規模であり、ダム湖へなだれ込めば大災害が発生する。末端地すべりが端緒となって全体がすべる可能性がある。2 つに分割することに合理性がなく、安全率低下を 0.05 未満に抑えるため恣意的に分割している。

6. 穴あきダムの問題

被告（国）：土砂と流木の実験で土砂の堆積、流木による「穴の閉鎖」を防止できると確認している。

原告：穴あきダムは実験段階の未成熟な技術であり、本件規模のものはほとんど実績がない。放流のための穴は 2.9m 角と発生する流木に比較してかなり小さく、土砂や岩石などを含む洪水流で容易に閉塞することが予想され、一旦満水になると一気に無調節状態になる。リスク回避施設がリスク発生施設になる。

7. 代替案の検討

被告（国）：河道改修案、放水路案など代替 8 案とダム案を経済比較すると「ダム案」が最も安価。

原告：石川県が想定する、犀川大橋地点での辰巳ダムなしの場合の洪水量 1540m³/秒（既存 2 ダム調節後）においても水位は堤防の高さを超えない。堤防の上には既設コンクリート壁（1m 程度）があり、余裕もある。犀川大橋前後の中流部は改修する必要はなく、「河道改修案」は「ダム案」よりも安価となる。